

記者発表（資料配付）				
月／日 (曜)	担当課 班名	TEL	発表者名 (担当班長名)	その他の 配付先
10／22 (水)	議会事務局総務課	内線 5026 (078-362-3709)	審査室長 野津 浩芳 (安本 嘉仁)	—

前泊を伴う登庁調査（政務活動費充当）に係る今後の対応について

政務活動費の不適切使用を受け、前泊を伴う登庁調査（政務活動費充当）に係る今後の対応については、下記のとおりとすることとしましたので報告します。

記

1 現状

遠隔地の議員が午前中の登庁調査のために前泊をした場合、「議員の費用弁償に係る運用基準」を準用し、政務活動費の充当を認める運用としている。

登庁調査に対し政務活動費の請求があった場合は、宿泊の有無を問わず簡易な「登庁調査に係る活動報告書（様式 7-2）」の提出により実施を確認している。

2 見直し内容

遠隔地の議員が登庁して政務活動を行うに際し、前泊が認められるのは、午前中に開催される会議（面談含む）とする旨を「政務活動費の手引き」に記載し、条件を明確化する。

併せて、前泊して登庁調査を行った場合の政務活動費請求には、県内視察・調査並みの「活動報告書（様式 7）」の提出を求め、厳格化する。

※ 施行期日：令和 7 年 10 月 22 日（「政務活動費の手引き」改正）